

「都市計画法による開発許可に係る審査基準」 改定 新旧対照表

分類	整理番号	旧		現 行	新		改正理由		
		手引き			手引き		分類	理由	
		頁	位置		頁	位置			改正
基準	1	基準-12	法令枠内	政令第1条（特定工作物） 都市計画法（以下「法」という。）第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 アスファルトプラント 二 クラッシュャープラント 三 危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の2に規定する船舶役務用施設に該当するもの、 <u>漁港漁場整備法</u> （昭和25年法律第137号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、（以下、略）	基準-12	法令枠内	政令第1条（特定工作物） 都市計画法（以下「法」という。）第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 アスファルトプラント 二 クラッシュャープラント 三 危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の2に規定する船舶役務用施設に該当するもの、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、（以下、略）	法令改正	政令改正による。
基準	2	基準-20	法令枠内	政令第21条（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一～六 略 七 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である建築物又は <u>漁港漁場整備法</u> 第3条に規定する漁港施設である建築物 （以下、略）	基準-20	法令枠内	政令第21条（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一～六 略 七 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である建築物又は <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第3条に規定する漁港施設である建築物 （以下、略）	法令改正	政令改正による。
基準	3	基準-22	法令枠内	政令第21条（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一～二十六 略 二十七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成11年法律第176号） <u>第16条第1号</u> に掲げる業務の用に供する施設である建築物 （以下、略）	基準-22	法令枠内	政令第21条（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物） 法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一～二十六 略 二十七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成11年法律第176号） <u>第16条第1項第1号</u> に掲げる業務の用に供する施設である建築物 （以下、略）	法令改正	政令改正による。

「都市計画法による開発許可に係る審査基準」 改定 新旧対照表

分類	整理番号	旧		新		改正理由	
		手引き		手引き		分類	理由
		頁	位置	頁	位置		
基準	4	基準-23	上段	基準-23	上段	法令改正	政令改正による。
基準	5	基準-24	上段	基準-24	上段	法令改正 その他	政令改正による。 所要の整備。
基準	6	基準-30	法令枠内	基準-30	法令枠内	法令改正	省令改正による。

「都市計画法による開発許可に係る審査基準」 改定 新旧対照表

分類	整理番号	旧		新		改正理由	
		手引き		手引き		分類	理由
		頁	位置	頁	位置		
基準	7	基準-46	法令枠内	基準-46	法令枠内	法令改正	省令改正による。
基準	8	基準-46	下段	基準-46	下段	法令改正	省令改正による。

規則第28条の4（軽微な変更）  
 法第35条の2第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。  
 一 略  
 二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。  
 三 略

規則第28条の4（軽微な変更）  
 法第35条の2第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。  
 一 略  
 二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。  
 三 略

<審査基準>  
 1～2 略  
 3 (1) 略  
 (2) 工事施行者の変更  
 1ha以上の自己業務用又は非自己用の場合又は開発区域の土地が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域に含まれている場合、工事施行者の氏名・名称又は住所の変更に限る（これら以外を変更する場合は、変更許可が必要となる。なお、自己居住用又は1ha未満の自己業務用の場合であつて、開発区域の土地が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域に含まれていない場合に限り、工事施行者を別の主体に変更するような場合であっても、この届出で足りる。）。  
 (以下、略)

<審査基準>  
 1～2 略  
 3 (1) 略  
 (2) 工事施行者の変更  
 1ha以上の自己業務用又は非自己用の場合又は開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合、工事施行者の氏名・名称又は住所の変更に限る（これら以外を変更する場合は、変更許可が必要となる。なお、自己居住用又は1ha未満の自己業務用の場合であつて、開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要しない場合に限り、工事施行者を別の主体に変更するような場合であっても、この届出で足りる。）。  
 (以下、略)

「都市計画法による開発許可に係る審査基準」 改定 新旧対照表

分類	整理番号	旧		新		改正理由	
		手引き		手引き		分類	理由
		頁	位置	頁	位置		
基準	9	基準-49	下段	基準-49	下段	国通知	国の技術的助言による運用解釈の追加。
基準	10	基準-124	下段	基準-124	下段	国指針改正	国の技術的助言による運用指針改正。